

令和6年山辺町農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 13時30分～15時00分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)
3. 出席委員(8人)
  - 1番 相澤 富一 2番 佐藤るみ子
  - 3番 垂石 敏子 4番 小関 健登
  - 5番 村山 俊雄 6番 茅田 信一
  - 7番 佐藤 政克 8番 鈴木 正志
4. 欠席委員 なし
5. 職務により委員会に出席した職員の職名及び氏名  
事務局長 平 英二 農地係長 半田 裕美 主任 小関 求  
産業課農村整備係長 高橋 直之
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議第18号 農地法第3条第1項の規定による許可の取下げについて
  - 議第19号 山辺町農業振興地域整備計画の変更について
  - 報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
  - 報告(2) 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分報告について
    - ①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
  - 報告(3) 農地改良完了届出書の受理について
  - 報告(4) 農地改良届出書の受理について

7. 会議の概要

会長	ご苦勞様です。只今より山辺町農業委員会第7回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局長	はい。本日、出席委員は8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、鈴木会長にお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。  (異議なしの声あり)

議長 それでは、1番相澤富一委員と2番佐藤るみ子委員よろしくお願ひします。  
これより、議事に入ります。議第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願ひします。

事務局 はい。資料3ページからご説明いたします。  
【議第17号、18番を議案書をもとに朗読】  
以上ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。

無いようなので決を採ります。  
議第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。  
次に、議第18号「農地法第3条第1項の規定による許可の取下げについて」事務局より説明をお願ひします。

事務局 はい。資料5ページからご説明いたします。  
【議第18号、1番を議案書をもとに朗読】  
以上ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。

他にありませんか。  
無いようなので決を採ります。  
議第18号「農地法第3条第1項の規定による許可の取下げについて」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願ひします。  
次に、議第19号「山辺町農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明をお願ひします。

(高橋農村整備係長着席)

農村整備係長 産業課農村整備係長の高橋と申します。本議案につきましてご説明申し上げます。

**【議第 19 号を議案書をもとに朗読】**

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問申し上げます。

無いようなので決を採ります。

議第 19 号「山辺町農業振興地域整備計画の変更について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件について農業委員会として異議の無い旨決定しますのでよろしく申し上げます。

(高橋農村整備係長退席)

議長 次に、報告事項に入ります。報告事項(1)「農地法第3条の3第1項による届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、資料9ページからご説明いたします。「農地法第3条の3第1項による届出書の受理について」**【報告(1)25番～27番について議案書をもとに朗読】**  
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。  
無いようです。

次に、(2)「山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分報告について①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、資料10ページからご説明いたします。「山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分報告について①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」**【報告(2)5番について議案書をもとに朗読】**  
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。  
無いようです。

議長

次に、(3)「農地改良完了届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 11 ページからご説明いたします。「農地改良完了届出書の受理について」【報告(3) 2番について議案書をもとに朗読】  
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。  
無いようです。

次に、(4)「農地改良届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 12 ページからご説明いたします。「農地改良完了届出書の受理について」【報告(4) 4番について議案書をもとに朗読】  
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。  
無いようです。

それではその他に入ります。(1) 当面の日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。【当面の日程(7月～9月まで)について、事務局説明】

議長

それでは、それ以外に事務局からありませんか。

事務局

ありません。

議長

他にありませんか。

垂石委員

山辺町内で特定の者が取得した農地の管理もされておらず、問題視されているケースがあります。対策を立てるためにも、要注意者の所有する農地を地図に落とし込んで、逐次確認するような対策が必要と思われます。

議長

今後の対策として必要なことと思いますので、事務局で対応をお願いします。

議長

それでは、他に無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第7回総会を閉会いたします。